

工事記録写真撮影要領

1 要領の適用

請負者が工事記録写真を撮影するに当っては、この要領に従わなければならない。

2 撮影箇所

撮影は、監督員が指定する箇所、又は当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかねばならない。

3 撮影方法

写真は工事名、対象箇所、状況説明等を明記した黒板を入れて撮影し、黒板の文字が視認できること。

- ① 施工前と施工後の写真は、同一位置並びに同一方向から対比出来るように撮影すること。
 - (1) 写真には所定の施工寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具を入れて撮影すること。
 - (2) 寸法を示す器具は、撮影後判読出来るものとし、次のいずれかを使用すること。
 - 1) 箱尺 2) リボンテープ 3) テープ類等
 - (3) 構造物に箱尺等を当てる場合は、目盛りの零位点に留意すること。
 - (4) 寸法読み取りの定規は、水平又は垂直に正しく当て、かつ定規と直角の方向から撮影すること。
 - (5) 必要に応じて、遠方とアップを撮影すること。特にデジタルカメラ等（撮影機能付きの電子機器）にて撮影する場合は注意すること。
- ② 電子黒板（工事写真用の黒板を電子化したもの）等のソフトを使用する場合は、事前に監督員と協議すること。なお、電子黒板内の文字を写真撮影後には編集できないソフトを使用すること。また、電子黒板ソフト使用に当っては「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成 29 年 1 月 30 日付け国技建管第 10 号）に準拠すること。

4 デジタル写真の整理編集

夜間工事は、夜間の状況が判断できる写真であること。

撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。

- (1) 解像度はフルハイビジョン（FullHD）程度以上にて撮影すること。
- (2) 画像の記録形式は JPEG 形式とする。
- (3) 管理方法は国土交通省の基準に準拠した管理ソフトにより整理すること。（XML 形式）
なお、管理ソフトにて整理しなかった写真（使用しなかった写真）は削除せずに未使用フォルダに入れておくこと。
- (4) 写真の整理は工程順に整理すること

5 技術管理課検査の受検体制

専用ソフトにて整理し受検することを原則とする。また、PC は基本的に業者が用意する。やむをえず業者で用意できない場合は監督員が用意する。

モニターサイズは、13 インチ以上が望ましい。工事の規模が大きい場合（写真が多い場合）はモニター2台で受検する場合がある。

検査当日にPC等の用意ができない場合（受検場に電源が無い等）は、写真帳（カラープリントアウトしたもの）を用意し受検する。

原則としてデジタルカメラ等を使用した場合は、専用ソフト等を使用し工事状況のコメント等を記入して成果品とし、使用したソフトの専用ビューアを同梱したCD-RもしくはDVD-R(以下CD-R等)にて電子納品するものとする。

また、しゅん工検査前（2～5日程度）に事前提出を求められる場合があるので早めの整理をすること。

6 成果品（納品物）

専用ソフトで作成した写真帳と同ソフトのビューアをCD-R等へ収納し提出すること。

7 その他

(1) 黒板表記・サイズ例

← 150 →	← 450 →	
施工年度	令和 年度	↑
発注者	横須賀市上下水道事業管理者	
工事名	〇〇浄化センター 〇〇〇設備工事	4
対象箇所	機器設置箇所名記入	5 0
状況説明		
請負者	〇〇〇〇〇株式会社	↓

(2) 注意：デジタル写真の不正な修正が発覚した場合は指名停止の処分を行うので絶対に行わないこと。